

平成27年第4回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第2日目招集年月日 平成27年6月5日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第2日目開会年月日 平成27年6月5日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君      |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君     |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君     |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君      |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君      |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副町長    | 岡崎泰充君 |
| 教育長    | 枝廣泰知君 |
| 技 監    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 民生部長   | 奥至雅君  |
| 会計管理者  | 山根道春君 |
| 教育次長   | 河本和彦君 |
| 保険健康課長 | 増木梨江君 |
| 総務課長   | 中村政愛君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 環境防災課長 | 藤本 大一郎 君 |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 藤井 建輝 君  |
| 出納室長   | 吉原 修 君   |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 福嶋 浩二 君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 係 長 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

日程第1 「一般質問」

日程第2 発議第2号 「総合計画調査特別委員会設置に関する決議」

追加日程

日程第1 「閉会中の継続調査について」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大畠英司君) 皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(大畠英司君) 着席ください。

○議長(川本英輔議員) ようこそ、おいでいただきました。

定例会2日目、これから一般質問を行いますが、新人議員にとっては、一般質問は初めての経験であります。それぞれのさまざまな思いを持って質問してくれるもの

と期待しております。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付いたしております質問通告表のとおり、10名から12問の質問事項が通告されております。それでは、1問ずつ順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「乳がん検診の充実について」質問願います。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「乳がん検診の充実について」お伺いします。

乳がんは女性に最も多いがんであり、乳がんの特徴は30歳代から増加し始め、40歳から50歳代の女性に特に多く見られ、発症率はこの20年間で約2倍に増加しています。

また、乳がんで亡くなる女性は1年間に1万3千人、40歳から50歳代の女性におけるがん死亡の25%を占めており、最も多いがん死亡原因になっています。仕事や子育て世代への影響が大きいがんとも言えます。ですが、乳がんは他のがんと比べ、早期発見、早期治療により多くの方が治るがんと言われております。このため、乳がん検診率向上にあらゆる方法で積極的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

また、これまでも何度か一般質問で、乳がん検診の充実のため対象年齢の引き下げとエコー検査の導入を提案しましたが、国のガイドラインにないということで採用されていません。直接国のガイドラインに基づく受診率には影響しませんが、乳がんによる死亡者を減らす意味では有効と考えます。

今年度から個別検診を実施されることになりましたが、さらなる乳がん検診受診率向上のため、対象年齢の引き下げとエコー検査の導入はできないのかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「乳がん検診の充実について」の件についてお答えをいたします。

本年、我が国のがんによる死亡者数は年間37万人を超えると予測されており、死亡原因から見ると、全国では昭和56年から、広島県では昭和54年から、がんによ

る死亡者数が第1位となっており、全死亡者数の3人に1人ががんで亡くなっている状況でございます。

一方で、診断と治療の目覚ましい進歩により、それぞれのがんに対応した検診が可能となり、多くの方が治癒できるようになってきており、国や県においては、がんの早期発見につながる検診方法に関し、死亡率の減少効果が証明された科学的根拠を持った検診が実施できるよう、さまざまな取り組みが行われております。

本町におきましても、これらの取り組みに呼応して、住民総合健診や女性特有のがん検診、働く世代への大腸がん検診などを実施するとともに、住民総合健診では、平日だけでなく、土曜、日曜日にも実施し、受診機会の確保や受診回数をふやすなど、町民の方々の利便性の向上に努めております。

特に、女性特有のがん検診につきましては、平成21年度から節目の年齢に達した方を対象に無料クーポン券による受診勧奨を行い、昨年度はこれまで未受診であった方を対象に再度の受診勧奨を行ってまいりましたが、今年度は、さらに節目検診以外の方にも住民総合健診と同金額を負担していただくことで、身近な医療機関で個別に検診していただけるよう、プライバシーに配慮した環境を整備し、より一層の受診率向上に努めております。

がん検診に限らず全ての健診につきましては、みずからの健康はみずからが守るといふ個人の意思が大変重要であり、今後も成果のある受診勧奨に努めてまいります。

御質問の、乳がん検診の対象年齢の引き下げとエコー検査導入につきましては、国において超音波検診による乳がんの死亡率の減少効果について根拠となるような研究や報告がなされておらず、今後、引き続き調査・研究を行うことが必要であるとされておりますことから、今後の研究結果を注視し、国・県において有効な施策が定められたときには対応してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 何度か一般質問をしてから、6月から受診しやすい個別検診が採用され、感謝しています。

それで、昨年度、これまで未受診であった方を対象に再度受診勧奨を行い、医療機関で個別検診もでき、プライバシーに配慮した環境を整備したと答弁がありましたが、未受診の方が何人いて、再度受診勧奨を行った成果と、受診率は何%を目標にされて

いるのか教えてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

未受診の方につきましては、平成21年度から平成24年度の未受診の方、乳がん検診未受診の方が876名いらっしゃいました。このうち26年度受診勧奨をした結果、115名の方への受診が完了をいたしております。受診率としては13.1%となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 県内の市町では、乳がんのエコー検査を導入したり、対象年齢を引き下げているところがあるのではないのでしょうか。把握されていましてしたら教えてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

県内では三次市と世羅町において、乳がんのエコー検診を実施されております。ただし、三次市につきましては、対象年齢は当町と同様で40歳以上となっております。

世羅町におきましては、30歳以上を対象といたしましてエコー検診を実施されております。この結果を世羅町のほうに伺いましたところ、30歳代の女性が750名程度いらっしゃいます。そのうちエコー検診を受けられた方は2名ということで伺っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 2名ということはちょっと周知されていないのかと思うんですが、有効な手段である根拠がわかったから導入されたと思うんですが、次に、国のガイドラインにないがん検診として、町では前立腺がんの検診を住民総合健診で行っていますが、どうして前立腺は検診できているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

前立腺がんの検診につきましては、一般の血液検査と同時に検査ができるということが一点ございます。ですから、特別に検査を行わなくても、一般の血液検査で受け

られるということが第一点でございます。

それと、この血液検査によって前立腺がんの発症率をかなりの高度の率で発見できるということがございます。県内におきましても多くの市町で取り入れられておるとい状況で、坂町のほうでも、この点については、前立腺がん検診ということで取り入れております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 小さな乳がんを発見するためには、エコー検査は有効とされています。それでエコー検査が最もよいところは、マンモグラフィーと違って、放射線ではなく、被爆をすることなく、妊娠中のお母さんも安心して受診できます。若いお母さんには有効と考え、対象年齢の引き下げに何ら問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 確かに議員さんがおっしゃるように、エコー検査につきましては、マンモグラフィーと違い放射線の影響はございませんが、今現在、科学的根拠が確かでないものの導入、年齢を引き下げるの導入は、坂町としては県・国の指針に基づいて行うこととしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） その旨はよくわかるんですが、しているところもあるんですが、ちょっと考えてもらったらと思うんですが、もう最後ですが、働いているお母さんは職場で健康診断がありますが、子育て中心で働いてない若いお母さんが受診しやすい体制づくりも大切なことだと思います。何遍も言うようですが、乳がんは30歳代から増加し始めます。早期発見、早期治療により多くの方が治るがんとも言われています。住民健診にエコー検査を導入し、対象年齢を引き下げ、死亡者を減らす意味では有効と考えます。何か問題があるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃいますように、問題というものはないとは思ひますが、まずこのがん検診につきましても、住民それぞれの意識が大切かと思ひております。坂町におきましては、働いているお母様は、今、議員さんがおっしゃいましたように、働いている先、会社等での検診がござひます。働いていない子育て中のお母様に対しては、

当町では母子保健事業で母親学級とか乳児健診等をいたしております。その際に、ポスターとか、あと保健師からの個々の指導によって、乳がん検診に限らずですが、そういう自分の体、みずからの健康はみずからが守るんですよということを、保健師のほうからお母様方にお伝えしていくようにはしておりますので、受診勧奨につきまして、健康は自分で守るんですよということの勧奨をしているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「国道31号歩道拡幅整備計画」について質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「国道31号歩道拡幅整備計画」の件についてお伺いします。

平成25年9月定例会において、早急な歩道拡幅整備を一般質問し、近い将来にはと答弁をいただきました。

平成27年度町長施政方針において、歩行者の通行上の安全を確保するため、暫定的に海側の歩道拡幅計画を国土交通省に進めていただきますとあり、実現に向け進み出したことへの喜びとともに、長期にわたり関係機関への働きかけに感謝いたしております。

しかしながら、整備計画内容状況が見えてこないもので、現状での国道31号歩道拡幅計画をお伺いします。

次に、町の施設であるB&G海洋センター施設を利用する際に、東部流通団地入り口の信号を左折し大きく回るのではなく、国道31号の町内循環バス海洋センターバス停になっているあたりから、海洋センター入り口になっている車道を整備することで、利用者への利便性を図れ、渋滞緩和にもつながるのではと考えますが、歩道拡幅整備計画とあわせて計画ができないか、関係当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「国道31号歩道拡幅整備計画」の件についてお答えをいたします。

平成25年9月定例会において、国土交通省は国道31号の暫定的な歩道拡幅整備を検討しているとお聞きをしており、町としても歩道拡幅の早期完成を要望していくと御回答をいたしております。

御質問一点目の、整備計画内容状況が見えてこない現状での国道31号歩道拡幅整備計画につきましては、事業主体の国土交通省広島国道事務所から伺ったところによりますと、北新地地区から高尾橋交差点付近の海側歩道付近を、現在の1メートルから道路附属施設幅を含め2.5メートルに拡幅する計画であり、事業スケジュールは、平成26年度の新規事業化を受け、本年度は調査設計、関係機関協議及び地元説明等を予定、平成28年度以降は早期工事着手を図るため、主に用地買収を促進したいと聞いております。

御質問二点目の、B&G海洋センター入り口車道を整備することで施設利用者の利便性を図られ、交通渋滞緩和にもつながるのではにつきましては、海洋センター入り口の町道北新地2号線から国道へ新たな出入り口を整備する場合、中央分離帯があるため、左折での出入りしかできないことから、坂地区から海洋センター利用者へのメリットは進入時だけに限られます。

また、交差点が近く、現在の左折専用レーンに新たに左折専用の入り口を設置した場合に、追突事故の危険性が増すこと及び左折車両だけでは海田方面の渋滞緩和効果は余り期待できないことから、道路管理者並びに警察との協議も極めて困難と考えます。

施設を管理する海洋センターとしても、車での移動時間の短縮効果の低さに加え、新たに利用者以外の通過交通量の増加による事故の危険性等を考慮すると、御提案の入り口車道整備はさらなる検討が必要と判断せざるを得ません。これらのことから、現段階で車道を整備することは考えておりません。

国道31号の歩道拡幅は、平成26年度通学路合同点検対策箇所に位置づけられており、坂小学校児童の通学時等の安全向上のためにも、事業の着実な進展と早期完成を目指し、予算確保など関係機関へ要望してまいります。議員の皆様のご御支援及び関係者の方々のさらなる御理解と御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 先ほどの答弁で、歩道拡幅整備の進捗状況というのはよくわかりましたが、用地買収は何件で、いつごろから始められるのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 用地及び家屋補償の対象者の方は3件おられます。こ

れらについては、今から実施設計をする前に地形測量等のお話をし、それらに基づく設計後の補償額と、これが出ましたら、その時点で交渉に入るといふふうに伺っております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 早期完成を楽しみにしておりますが、現時点での最終完成というのはいつごろになるかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えいたします。

事業の完成時期につきましては、毎年の国会の審議を経て、公共事業予算が確定することは御承知のとおりでございます。

用地補償による事務所等の建てかえも必要である等、用地買収などは相手があることなので、交渉前の段階からの完成時期を明確には今のところ答えられないということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 次に、31号から海洋センターの車道ですが、以前から海洋センターを利用する際に、緑地帯の数メートルつなげれば、海洋センターに行けるのにと、私自身も通るたびに考えておりました。町民からの声もあって一般質問をさせていただいた次第ですが、海洋センターの利用者の多くは町民ですので、10年、20年先を見込んで、進入時だけでも十分ですので、考えていただきたいと思っております。

本年度より、国交省から藤原技監が来られてますので、このような案についてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 国交省からやってまいりました藤原でございます。

非常におっしゃっている御趣旨のほうは御理解できるんですけども、先ほど、うちの西谷のほうで答弁させていただきましたとおり、左折レーンに新たにまた交差点ができる形になってしまう。確かに若干の利便性は上がるというのはおっしゃるとおりなんですけれども、そこを利用している左折車、いろんな町民の方が利用してます。そこで、その前に左折すると、また新たにその後ろから来た人が、その先に交差点があるもんですから、左折のウィンカーを上げて左折します。つまりその後ろから来る人は、どちらで曲がるのかというのがなかなかわかりづらい部分があるというのは御理

解いただけるんじゃないかと思うんですが、そこに追突してしまうおそれも生じてしまう。そこで事故を起こすのは、利用者である町民の方なんです。ですからそういった安全性のことをもう少しよく考えた上で、検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） すごくわかりやすい説明でした。ありがとうございます。

検討していきたいという考えを、先ほども申しましたけど、先のことを見込んで、頭の片隅に入れておいてもらいたいなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 7番 柚木 喬議員から「将来を見据えた構想と対策」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「将来を見据えた構想と対策」の件で質問いたします。

府中町で発電エネルギーを効率的に利用するスマートコミュニティー、これは環境配慮型都市というんですけども、その事業化の検討が進められていることの報道がございます。この中には、エネルギーを府中町内で地産地消することを軸に地方創生戦略が盛られ、経済活性化の動きや人口減対策、空き家対策、ごみ対策など、盛りだくさんの情報があるようでございます。

上記構想の活用事例として、ふえる空き家に太陽光発電設備を設け、家賃を安価に抑える制度を設ければ、子育て世代を呼び込む後押しになるとのコメントもされているわけでございます。

一点目に、こういう壮大な将来構想はうらやましくすばらしいことで、坂町でも企画発想してもらいたいが、上記に限らず、全般的に将来に向かって構想があればお聞かせ願いたい。

二点目に、テーマ選定において、将来的構想と何の対策になるかを考えてテーブルに載せるべきであると思うが、坂町においては、上記事例を借用すれば、空き家と太陽光民間補助について、まだ町民が不足に思う部分があると思われる。特にこのことの見解を伺う。

三点目に、坂町クリーンセンターに持ち込まれている生ごみを、府中町内でバイオマス発電に使い、ごみの削減と同時に効率的に資源の活用をしようとしていることについて、坂町でも燃やす発想から切りかえたらどうか。見解を伺いたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「将来を見据えた構想と対策」の件についてお答えをいたします。

本町では地域間の格差を解消し、健全で均衡ある地域の発展を図り、親から子へ、子から孫へ、歴史・文化・地域を守っていくことのできるまちを構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行っていきます。

御質問一点目の、全般的に将来に向かっての構想についてでございますが、坂町第4次長期総合計画の基本構想、基本計画に基づき、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保するとともに、地域の特性に応じた効果的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを推進をいたします。

本年5月には、1回目の坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を開催するとともに、坂町住民福祉連絡協議会を初めとする町内の各種団体からも意見を伺っております。

これらの御意見等を踏まえ、議会の意見を伺い、小屋浦地区の人口増、水尻地区のにぎわい創出等を重点施策として、今年度、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたします。

御質問二点目の、太陽光民間補助について不足に思う部分があるがいかがかについてでございますが、平成26年3月定例会の一般質問でもお答えをいたしておりますが、厳しい財政状況でありますとともに、平成21年度から23年度にかけて、広島県住宅用太陽光発電システム等普及促進補助金を導入し、太陽光発電の普及促進に取り組み、一定の成果が得られておりますことから、現時点におきましては、補助事業については考えておりません。

御質問三点目の、生ごみをバイオマス発電としての資源として活用することで、ごみの削減につなげてはどうかについてでございますが、安芸クリーンセンターでは余熱利用による売電から4町の負担額が減額されるなど、可燃ごみを資源として活用し、4町の負担額の削減に反映をいたしております。

また、府中町内でのバイオマス発電は、生ごみから発生する可燃性ガスと木廃材等の焼却熱を活用して発電することになることや、生ごみ以外の可燃ごみは別の場所での焼却処理となることから、議員の言われる燃やす発想から切りかえることにはなりません。生ごみの削減という点から、今後の事業展開を注視していきたいと考えております。

今後とも、町民と行政が地域の発展をどのように図るべきかを真剣に考え、目標を共有し、一体となって活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 全体的な答弁で、先送りというのが何かどうかと思うんです。

というのは、坂町は、今、答弁でありましたように、まち・ひと・しごと創生戦略の中で策定していくよというんですけれども、これもどうもおくれおくれの感じがするんです。というのは、府中町の場合、長期戦略の中でこういうような構想がいっぱいあって出してくるんです。だから今の本町の場合は、町民会議の意見を聞くとか何やかんやいうてあるんですが、やはり町のいわゆる軸として、第4次長期総合戦略の中でどんどん行政側が提案すべきじゃないかとは思いますが、どんなでしょうか、この辺は。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

第4次長期総合計画につきましては、平成22年度に策定をいたしまして、10年間のまちづくりの基本的な方向をお示しをさせていただいております。この策定については、議会の議決もいただいた上で策定をさせていただいておりますし、また、毎年度の予算におきましても、この事業執行については議会の審議もいただいております。

現在、国のまち・ひと・しごと創生法に基づいて、平成27年度中に向こう5年間の計画を定めなさい、各自治体にとってのまち・ひと・しごとの関係の計画を定めなさいということと言われておまして、当町もその策定のために各種ヒアリングでございまして、戦略会議を開いていただいて、現在、それに向けて鋭意準備を整えておるところでございます。

決しておこなっているとかということではなくて、当町も長期総合計画に基づいた事業

も執行しておりますし、また、今年度中にはその総合戦略も策定をいたす予定にしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） この府中町さんの例が、私、新聞見ててすぐ目についたものですから、物すごくうらやましいということだったんで、今のいわゆる総論、将来を見据えた構想と対策なんですね、テーマが。だから坂町でもこういうのがあるようなことを本当は提案してもらいたかったんですが、そういうふうなことでございます。

ちょっと各論で、今、太陽光についても足を引っ張るんじゃないかということを御質問させてもらったんですが、坂町も今の学校、Sunstar Hall、公的施設には装着されているんですけども、今からいずれは各地区の公民館とかなんかもやっぱり設置があると私は思うんですけども、そのときには民間まで至るというようなことも考えられるんです。そういうふうな将来構想の絡みでこのことを考えていけばええと思うんですけども、えてしてこれは補助しないよいうて答弁で言われたんですが、その辺の将来構想との絡みというのはどういうようなことを思われているんですか。将来、あり得るんですか。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） 太陽光発電につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、個別の住宅についてはもう既に施設の設置自体の単価が安くなっているんで、補助はする必要はないというふうに考えております。

また、公共施設の場合につきましては、今、Sunstar Hallには今年度の予算でつけさせてもらうという形で動いておりますけど、公共施設のほうはこれからどんどん老朽化もしてまいりますので、今からつけるということについては、太陽光発電のパネル自体の耐用年数等いろいろ検討した結果、今現在は設置のほうはしないというような方向で検討結果が出ているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の答弁書にも書きましたように、府中町いうのは、だから子育て住宅に入るための人に、古い家につけるよとかいう、えらい将来の発想をしているんです。物すごくこのことについては一般のところよりもむしろ子育ての人を安く入れるために、家に太陽光パネルをつけてあげてやろうじゃないかと。物すごく奥

ゆかしい考え方なんよね。だからそういうようなこと的前提で、私、今の民間補助いのをどうなんじゃろうかいうてやったんじゃけど、そういう将来構想を長いスパンでちょっとこういうように考えてもらいたいんすね、これ。ちょっともう一回、答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃられる、府中町内で構想されているスマートコミュニティ構想の件なんですけども、空き家の屋根に太陽光発電設備を設置して、売電することによってその工事費を償還して、その後は管理費も賄え、家賃を減額してでも不動産経営が可能になり、若い世代の方々に借りていただくというものでございます。

ただ、大前提といたしまして、空き家の所有者が明確であること、それと不動産価値のあるものということで、条件がかなり整った空き家での対策であるものと考えております。

また、これにつきましては、一つの空き家の活用の事例だと思っております。あくまでも府中町内で検討されているのは、民間の企業が府中町内において試算したものでございまして、府中町でこういった取り組みを今からどうされるかというのには注視をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 次にごみの件でちょっと質問をさせてもらうんですが、現在の安芸クリーンセンター、4町の可燃ごみが持ち込まれて焼却されているんですけども、結局、ごみの量じゃなくて、人口比によって負担金が決まっているということなんで、府中町さんはたしか5万人ですよ。全体の中の何割か負担金があるわけなんですけども、これはごみを減量することによって、やはり生ごみはたしか4割ぐらいじゃないかと思うんです、私の想定では。例えば人口比での支払いと、だからごみの量に将来切りかわったら、安芸地区衛生施設管理組合の負担金は減らしてくれというようなことに多分将来的になるんじゃないかと思うんです、持ち込みが少のうなるけん。いわゆる可燃ごみの中の生ごみだけをうちのほうで処理するけん、そういうふうなことに将来的に減額要求もあり得るんじゃないかと私は簡単に思ったんです、将来的なあれで。だからそういうようなことは、特にまた府中町さんの内容を見れば、やっぱり年間一人当たりたしか21キログラムのごみの削減を一生懸命やっているんです。そ

うというのがあくまでも根底なんです。生ごみだってやっぱりそれは坂町に持ち込むよりも削減しようじゃないかと、自分のところでというようなことの発想が物すごくあると思うんです。そのようなことはどんなですか。そういうような将来的な負担金額が少なくしてもらいたいというようなことを府中町さんは言うか言わないか知らんけど、これができた暁には、やっぱり負担金が少なくなってもいいんじゃないですか。生ごみを自分のところで処理するから。そういうことなんです、ちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） 失礼いたします。

まず、この構想が現実的なものなのかどうなのかというところからでございますけれども、府中町内で検討されておりますというか、調査されておりますこの事業については、町長が答弁いたしましたように、一般ごみを生ごみとその他のごみにまず分けて、その生ごみから発生する可燃性のガスで燃焼させる。エネルギーで発電させるいうものなんですけれども、生ごみだけではそういったカロリーはできないんで、油であるとか、あと紙とかプラスチック、そういったものも助燃材に使って、そこででき上がった電気を、今度は新しい電力会社が買い取って、それで府中町内の事業家に売却するというような電力の地産地消を構想したものでございまして、なかなかすぐに電力会社とかもつくって、そういった体制をつくるというのは、将来的にいかがなものかと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後、質問させてください。

実は金銭、予算面でちょっとこういう府中町さんのところはたしか1千万円ほどこの研究のために補助金を出しているというようなニュースがあるんですが、将来、こういう壮大な計画について、やはり大規模事業基金とか、ああいうようなものもいろいろと準備されていると思うんですが、例えばこういうのを大いに駆使して、将来、夢のあるような、壮大なこういうような計画を、やっぱりそういう大規模事業基金から前向きに出すけんやろうじゃないかというような発想というのはどんなんですか。私、質問してないんですが、この辺の発想はどんなでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時43分)

○議長(川本英輔議員) 意味わかりました、今の。

○町長(吉田隆行君) いや、ようわからんのですけど。

○議長(川本英輔議員) 柚木議員さん、ちょっとわかりにくい部分があるんじやが、もうちょっとポイントを絞って。

(再開 午前10時44分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 奥民生部長。

○民生部長(奥 至雅君) お答えいたします。

府中町での1千万円の補助は、これは民間への補助でございまして、こういう事業を構想として上げることによる補助金でございまして、実際には地産地消と先ほど課長が言いましたように、例えば木材の事業所が活発にやっておられるところ、そこでもって例えば廃材がたくさん出るから、それを活用して何かできないだろうか、捨てるものを利用して何かできないだろうかというふうな発想でもってそういう事業を構想する場合には、国のほうから1千万円の補助を出して、その分の検討をなささいというような事業を活用して、今回は府中町というか、民間の業者なんですけど、民間の業者の方がそういう活用をして、この構想をやられたと。ただしなかなか皆さんが賛同ができないだろうから、府中町さん、ちょっと一緒に協力してもらえませんかということで、今回は始まった事業でございまして、この事業を活用するということになれば、また坂町に合った形でもって検討しなきゃいけないということがございますが、なかなかそういう地場産業的なものがございませんので、坂町ではどうかなというふうに考えております。

ただ、府中町の構想というか、そういうものをこれから注視させてもらって、坂町でもできるものであれば取り入れていきたいなというふうには考えております。

○議長(川本英輔議員) 6番奥村富士雄議員から「みんなでウオーキング事業へ参加しよう」について質問願います。

奥村議員。

○6番(奥村富士雄議員) 「みんなでウオーキング事業へ参加しよう」の件で質問いたします。

悠々健康ウォーキングのまちを宣言して5年が経過しようとしています。産学官連携の月イチようよう坂町ウォーキング、1千人以上が参加する坂町悠々健康ウォーキング大会、そしてさらに65歳以上の皆さんに万歩計を配布するなど、ウォーキングのまちづくりが推進されてきております。

昨年、初めて実施されたみんなでウォーキング事業は、ウォーキングは誰でも気軽に行える運動であり、生活習慣病や高齢者の認知症の予防、身体機能の維持などに効果があるとされており、御自身の健康づくりのために、あなたもウォーキングを始めてみませんかという趣旨のもと、平均歩数に応じて表彰を行うもので、昨年の実績は2月末現在で完歩したものはわずか17人ということでございました。

今年度も引き続き5月の町広報で募集を行っておりますが、昨年と同様の募集方法ですから、申し込みがふえることは余り期待できそうにありません。

そこで提案ですが、まず町長を初め町職員が率先してこの事業に参加するとともに、町内各団体や町民の皆さんに声がけをし、事業の推進をしていったらどうでしょうか。町長の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「みんなでウォーキング事業へ参加しよう」の件についてお答えをいたします。

本町では第4次長期総合計画において、ウォーキングは健康、医療、運動、交流、教育、安全、環境、経済など、さまざまな分野において活性化が可能であり、ウォーキングによるまちづくりを推進をいたしております。

平成22年には、町制施行60年を記念をして、ウォーキングを通じて健康でたくましい心と体をつくり、悠々とした心豊かな生活を目指し、悠々健康ウォーキングのまちを宣言をいたしました。

また、平成25年3月には、これまでの健康増進計画に食育推進計画を盛り込んだ第2次健康さか21を策定をいたしました。本計画におきましても、ウォーキングを楽しめるまちづくりの推進を掲げ、いつまでも生き生きとした生活を送るための健康づくりは、みずからつくり守る自助を基本とし、町民一人一人のライフステージに応じた健康増進に取り組んでいただけるよう、地域、関係団体、行政等が連携し、進めております。

ウォーキングという誰もが気軽に行える運動が健康維持には欠かせない要素であり、

特に高齢者にとりましては、適度な運動として最適であります。この点に重きを置き、本町では、昨年度、65歳以上の高齢者の方々に万歩計を配布をし、みんなでウォーキング事業を実施をいたしました。

結果といたしまして、参加申し込み人数は低調でございましたが、参加された方々からのアンケート調査によりますと、体調がよくなった等の御意見もいただいております。本年度も継続事業として多くの方に御参加いただきたいと考えております。

議員御提案の、高齢者だけでなく、全町民を対象としたウォーキングに取り組んでいくための手法として、まず町職員が率先して事業に参加し、町内各団体や町民の皆様へ声をかけをし、事業を推進してはどうかについてでございますが、現在実施しておりますみんなでウォーキング事業は、特に歩く機会が減りつつある高齢者の方々に外に出て歩いていただくことで、健康維持に欠かせない要素の一つである適度な運動に取り組んでいただくことを目的としており、主体となる参加対象者は高齢者と考えておりますが、健康増進につながるウォーキングの実践につきましては、悠々健康ウォーキングのまちを宣言した取り組みとして、町職員を初め、町内各団体に啓発、実践を積極的に呼びかけてまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 万歩計を配布して、かなり歩く高齢者がふえておるといのが実感なんですけども、そうした中で、今回のみんなでウォーキングについては高齢者を対象にということなんですけども、実際に配布した個数と、実際に参加した人数、高齢者を対象にして配布した個数の例えば何%が参加しとるんかどうということはわかりますか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

昨年度、65歳以上の方に配布いたしましたのが3,755でございます。昨年度、みんなでウォーキング事業へ御参加いただいたのは低調な人数ではございました。ただ、お配りした中には、やはりこの事業に参加しにくい方もいらっしゃいますので、この事業には参加はしていらっしゃいませんが、各自で万歩計を使いながらウォーキングを楽しんでいらっしゃるという御意見も伺っております。そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） よく費用対効果というような話をされる中で、やはりただそういう声を聞くから、ほいじゃあこういう事業をしたときに、みんなでウオーキング事業もよかれと思って始めた事業じゃないですか。だから少ないよりか多いほうがいいわけでしょ。だから、例えば配布した個数の何%の参加目標を立ててますよというようなことがあるのかどうかいうことをまずお聞きしたいのと、それからよく言われるのが、年寄り是我が行く道よという言葉がありますよね。いわゆる若い人たちは高齢者予備軍です。高齢者になって始めたんでは遅いわけなんです。特に最近は肥満の方が多し、車で動くことが多いんで、むしろ年寄りよりかは若い人のほうが歩く機会というのは少ないんじゃないか思うんです。だから今の例えば悠々ウオーキングにしても、毎月のようようウオーキングにしても、若い人たちの参加というのは非常に少ないわけですよ。ようようウオーキングなんかはほとんどいないというか、1人か2人ぐらいのもんなんです。そういう中で、もう少し若い人たちに関心を持っていただくということからすれば、やっぱり町の職員が率先してやると。まず町の2割の人が積極的にやりゃ、あとの8割は動くはずなんです。そういう面から言うと、今の目標を持つとることかということと、職員が2割ができのんのかいうのは、町長にこれはまず聞きたいんですけども、よろしく願いいたします。配布の目標と参加者の目標。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃいました、配布した人数に対して何%の参加を見込んでいたのかということですが、ここにつきましては、具体的に何%を見込んでいたというものはございません。ただ、多くの方に御参加いただきたいという思いはありながら、啓発のほうはいたしておりました。

あと、職員の2割をとということですが、やはりウオーキングにつきましては、坂町職員はウオーキングを宣言した町でございますので、日々、歩くことを心がけてはおります。例えば庁舎の中でも1階におる職員についても、2階のロッカーを利用して歩くことを、階段を上り下りするということも心がけておる職員もおります。やはり時間がないことから、なかなか歩く機会というのは少ないとは思いますが、歩く時間があれば、やはり歩いておると思っております。そのような取り組みを坂町の

職員は持つておると思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 補足して御説明を申し上げたいと思ひます。

当町の職員はウオーキングのまちを宣言した関係で、その後、実は遠方の職員以外の者については、夏の時期は暑いので仕事に差し支えがあるんですが、クールビズの期間以外については、徒歩で、いわゆるウオーキングをして職場に通っていただくよう、そういったような啓発というか、取り組みを行っておりますので、そこら辺もお知らせをさせていただきたいと思ひます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 誰でも歩きよるわけですが、要するに。歩く意識を持って歩くかどうかということなんです。私も去年、参加してみても、時間があるからというんじゃないかと、時間をいかにしてつくるかと。歩く時間をつくっていくか、意識して歩くかということなんです。それをやるのがみんなウオーキングするためには必要じゃないかと。普通、誰でもウオーキングしよるわけですが。万歩計を持ってウオーキングしよるんじゃないけども、あんまり意識して歩いてないとか、あるいは時間があるから歩くというんじゃないけども、時間をつくって定期的に歩く習慣、そういうものがやっぱり必要じゃないかなということと、やっぱり記録をつけていくことによって、自分の体がどう変化していくかというものを的確につかんでいくということも必要じゃないかと思ひます。そういう意味からすると、役場の職員やなんかは率先してやってしかるべきじゃないかというふうに考えるわけですが。ただ2階へ上がったり、よそへ行ったりするいうんじゃないかと、やっぱり歩くくせをつけていくという。私も町内はできるだけ車に乗らんようにしとるんですけども、例えばうちの家からSunstar Hallへ行くんでも、車で15分かかるんじゃないけど、歩いたら20分です。そこは変わらんのです。

そういう面からしたら、やっぱり歩く意識を持って歩く、歩く時間をつくっていくということが必要なんで、ぜひ職員の皆さんが率先して、町長も歩きよってですけど、朝。率先してやる意欲とか、決意を示してほしいと思ひますが、町長のちょっと御意見を。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） このウオーキングというのは、実を言いますと平成11年だっ

たですか、横浜の海岸の歩道を整備したのがスタートであります。それから予算の配分に応じて、逐次、整備を進めてきたということでもありますけども、去年ですか、おとしですか、大体計画は全てウォーキングの整備が済んだということになっておりますが、そういう中で、あくまでもいわゆる財源的な負担も少なく、そして軽度な運動になるのはウォーキングが一番だと。それと同時に、1人ではなくいろいろの方と一緒に歩くことが、また精神的な健康にもつながってくるというようなことで進めてきたわけでありまして。いろいろな立場、職種の方もおられると思います。これからは、私はもちろん時間があるときには、毎朝、8千歩ぐらいは歩くようにしておりますけれども、各地域住民協等々とも連携をいたしながら、少しでも歩くことによって心身が健康になれるような、そういう環境を、役場だけが、町だけが実施してもなかなかこれはうまくいかんと思いますので、やはり地域と一体となって進めていくことが私は大切だというふうに思っておりますので、これからも各住民協の会長さん等にもこのウォーキングの啓発等を進めながら、ともに歩く町として、名実ともに町内外に誇れるような状況をつくっていきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時15分とさせていただきます。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「人口減に対する町行政の対策は」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「人口減に対する町行政の対策は」の件で質問をいたします。

全国的に人口減に陥っている我が国では、統計によれば869市町村が消滅の危機に陥っていると言われている。坂町はその中には入っていないが、この3年間、減少が続いている。

町長は、将来、1万6千人までふやす計画と聞いているが、よほどの覚悟と計画実

行力がないと、人口減には歯どめがかからないのではないかと思われる。

町行政の考えをお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「人口減に対する町行政の対策は」の件についてお答えをいたします。

本町は単独町制を維持し、自主・自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行うなど、若い世代の定住化に取り組み、この結果、平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では新たな住宅も整備され、人口が増加したものの、その他の地区では少子高齢化が進み、空き家が顕在化するなど、過疎化も懸念される状況でございます。

このような状況の中、本町では生活基盤整備、福祉の充実、自然環境の保全、教育・文化の振興など、各分野における施策を積極的に展開をいたすことにより、将来目標人口を1万6千人といたしております。

将来の目標人口の設定に当たりましては、新たに小学校などの公共施設を建設せず、現有公共施設を最大限活用し、町全体の均衡が図られ、世代間の循環が可能なコンパクトタウンとしての人口が1万6千人であると考えております。

本町はこれまでも県道坂小屋浦線の整備、都市再生整備計画事業等による道路整備、子育て支援住宅の整備、ウォーキングトレイルなどの21世紀健康増進公園ネットワークの整備、雨水排水対策を含む下水道の整備、町内循環バスの運行、Sunstar Hallの建設、きらり・さかなぎさ公園の整備など、良好な住環境の整備に取り組んでまいりました。

また、今年度は坂東4丁目地内道路新設等、さらなる良好な住環境の整備に取り組むとともに、人口減対策を含む今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたします。

今後の若い世代の定住化を促進し、定住人口を増加させるためには、こうした住環境の整備とともに、総合戦略に掲載した施策を実施をしていくことが不可欠であると認識をいたしております。

坂地区では、県道坂小屋浦線を軸に各地区とアクセスする道路を段階的に整備することなどにより、限られた利用形態であった土地に有効活用につながることができ、ひいては宅地化等の幅広い活用が可能となり、そのことが若者の定住化促進、人口増

加に資するものと考えております。

また、小屋浦地区では、小屋浦1丁目の町有地と、平成33年度に売却予定の雇用促進住宅小屋浦宿舎を含めた地域を、地域特性に対応した一体的な市街地として整備をするため、地方創生を先行するために創設をされた地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、今年度、専門業者に小屋浦地区都市再生に伴う基本構想策定業務を委託をいたしており、土地周辺の条件調査、整備課題の整理などを行った上で、当該地区の将来像を明らかにし、小屋浦地区の人口増を実現するための施策を検討してまいりたいと考えております。

これらの施策を実施することにより、目標人口である1万6千に向け鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、町民と行政が地域の発展をどのように図るべきかを真剣に考え、目標を共有し、一体となって活力のあるまちづくりを進めていきたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長が初めから言うように、確かに計画的にはいいと思います。しかし、今、坂町の人口減は、全国的にもあるけど、坂町は特に減っとるんです。4町から比べりゃ上がっておりますけど、この3年間で上がっとるんじゃないけど、この去年の2月からこの5月までで90名減ってますよね。確かに、町長、ここの中に書いてあるように、ふえとるのは私のおる中村地区が12名ふえてます。平成ヶ浜がふえたのは何か。これはたまたま、前回、これをつくったときの増加であって、現在はここで12名しかふえてませんから。だから今からどんどん高齢化する中で、減っていく。確かに私は大ざっぱにこういう質問をしとるんですけど、今までに町長が出しとる中で、一つ懸念があるのは、この中で成果が多いんです。何かいうと、この中でまず町長が言ったんでは、あれもつくりました、これもつくりました。しかし、もうちょっとこれを私とすれば具体的にしておしよかったです。なぜかといえば、まず21世紀ネットワーク整備、それから下水道、確かにできてます。子育て支援もできてます。ウォーキングトレイルもできてます。できたんじゃないけど、1万3千人にしかふえとらんよ。だからこれを1万4千にするか、1万6千というのは10年先かもわからん。でも、今、言われとるのが、2040年には、この昔の広島県地区で1区11町が消滅可能地区じゃ言われとるんです。これはもう完全に言われとるんであって、

その中に坂町が入っちゃいけないのです。だから坂町が入らんでいいのは何かいうたら、たった15ヘクタールしかない坂町を、私に言わせれば、どのように、もうちょっと進歩的に考えてもらいたいです。その中で、ここの中でも循環バスの運行はいいですよ。Sunstar Hallもつくりました。それから、今、言うバス路線もつくりました。でも循環バスなら駅まで通せるとか、この計画を具体的にするとか、それからSunstar Hallにしてもそのとおり。町長は5年計画で言うところから、5年計画のうちどの辺までをどれをやるのか、県道は恐らくこのままでいけば30年でできんじやろうと私は言いよるんですが、そのような中でもうちょっと具体的に考えを示してもらいたいです、その辺はどうですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 5年以内に云々というようなことを言われましたけども、この総合戦略というのは、これを策定するに当たりまして、国のほうからいろいろ示されておるんですけども、やはり町内、あるいは町外も含め、あらゆる各層の方にこの会議に参加をしていただきまして、そしていろいろな御意見をいただいて、それを総合的に取りまとめて戦略をつくっていく、策定をしていくという、一応、ストーリーになっておりまして、ちょっと今、おっしゃった質問の趣旨と若干違った方向で考えるを得んというふうに思っております。

それと人口も、今、若干減ったり、ふえたりということで、横ばいでありますけれども、御承知のように、先ほども答弁させていただきましたけども、御承知のように坂町は非常にフラットな土地、平地が少ないわけでありまして、ここらを有効に活用していくためには、どうしても道路の建設というのが必要不可欠なものだと思っております。空き家等も結構ありますけれども、活用しようにも車が入らない、活用できない。だからそういうことをまず先行して基盤整備をしていくことが将来にわたり人口が増加をすることになるかというふうにも思っております。今はそのことを最優先に考えて、坂地区につきましては取り組みをいたしておるところであります。

また、人口を一気にふやすといいましても、例えば現在、一時期、バブルの時期等にどんどん人口増加をしてきた地域もありますけれども、これは可能性としては、一気にふえた若者世代が一気に高齢化すると、また大変な事態を起こす可能性のある自治体も今ではいろいろ見え隠れをいたしておるような状況もありまして、やはりそこらを考えた折には、いつも言うておりますように、親から子へ、子から孫へ

と、うまく循環が可能になるようなやはりまちづくりというのが、将来にわたって足腰の強い坂町として生き残れることにもなろうかというふうに思っており、1万6千人というものを第3次長期総合計画の折から人口フレームで設定をしておりますけれども、そういう中で、これを少しずつ少しずつ前に進めていくことが、一気に進めていくと、また大変なことになります。人口はどんどんどんどん減少してきておるわけでありまして、それを広島県内でみんながとり合いをしようたらどうということになるかといいますと、大変なことに私はなるんじゃないかと思うんです。だからそういうことも避けながら、少しずつ少しずつ足腰を強うしていく、町の力をつけていくと、こういうスタンスで、今、一生懸命取り組んでおります。

道路ができますと、坂地区もかなりまた遊んでおる遊休地等の活用等の図られる。そうすると、民間の企業等もそういうところに着目をしてくるというようなことで、かなり元気が出てくるんじゃないかというふうな思いもしております、そこらはこれからも議員の皆様、あるいは地域の皆さんと同じ思いを共有して、一生懸命前進をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かにそのとおり、私が初めから言うとおりの道路なんです。前回にも言うように、坂町は本当にこの小さいところで、小屋浦地区、鯛尾地区にしたってそのとおり、上条、中村地区にしたってそのとおり。とにかく私が何度も言うように、この5本の指なんです。5本の指、どの道路を見ても、全部行きどまり。この解消をしていかんと、確かにやっていけんと思うんです、町長の言うように。ただ、一気に5年でやれ、10年でやれと、でも町長が前回にもこの五、六年でやる言いよりました。とにかく今から先に延ばしたらいかんのは何かというたら、要するに若者が帰ってくるところ、帰ってきたときに家に、今ごろはセルシオじゃベンツやら持つとるもんが、盆、正月に帰ってきたときに、小学校へ置けや、中学校へ置けや、これじゃいけんのです。やはり錦の旗を買って、我が家の庭に狭くても3台、5台、子供が4人おりゃ、4台車が入れるようなやっぱり道路事情をつくるのが第一だと思うんです、町長が言うように。それを早急にするためには、それとやはり生活生産人口をふやすためにも、駅を、坂町には三つあるんですから、駅が、やはりその駅の活用も、そうなれば何かいうたら、そのロータリーを使ったバスとか、その辺に早くに、Sunstar Hallつくっても、40人乗りのバスが入れんようじゃやっぱり

だめだから、その生活生産人口まで、それから工場もふやしたりする。確かに県警やらつけました。けどこれからは、その辺まで延ばしていかにかいけんのじゃが、その辺の見解をひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まさに、今、そういうことを目指してやっておる最中でありませう。言われるように、例えば全体を一気に道路を整備するといいましても、うちの一般会計予算が御承知のように大体55億円前後であります。それで社会保障もしていかなければならない。あらゆることを町民にサービスをしていかなければならない。これはどうしても義務的なこともございますが、そういう中で投資的経費に使える財源というのは、現状ではわずかであります。なかなかそのわずかな財源をうまく県とか国の制度を活用して進めていくことが、やはり坂町が生き残れる一つの方法だということも私は認識をいたしております。そういうことで、そういう過程の中で、限られた財源の中で、いかに少しでも前進をしていくか、これが一つのこれからの発展につながる大きな要素になろうかと思っておりますので、そこらもしっかりまた議会の皆様とも協議をさせていただきながら、あるいはいつも施政方針の中で述べさせてもらっておりますけれども、どうしても必要になれば、新たな財源の確保もまた考えていかざるを得ないようなこともあり得るわけでありまして、そこらも含めてしっかり今ある財源の中でいかに目標を早く達成するかということも考えながらこれからも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長にばかり話してもらって気の毒なんですけど、この地方創生、これをやはりしっかりやっていくためには、これも国が何が目的かといったら、人口減ですね。人口減をとめるために四苦八苦しながら考えたことがこのまち・ひと・しごと創生法なんです。そうでしょ。そしたら、この間、石破議員が言われたように、これを一生懸命やらんところは交付税を減らすぞというような脅しの文句を言うておりますが、それは確実に言ってきますよ、金がないんだから。そのためにも、早く坂町だけでもその辺の創生法を利用しながら、人口減、要するに一番私が言うように道路、それはさっき言うように鯛尾、それから4町、それから北新地みたいに、本当に、今、北新地なんか坂町でありながら寂しい思いをしとるんです。やはりそこら辺にも目を向けて、頑張ってこれから町を引っ張っていくのは町長しかおらんので、

ひとつその辺の意気込みを一遍だけ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この地方創生というのは、一つは大都市から地方へ人口を移動させるというような目的もあるわけでありまして、ソフト事業が主な事業になるんです、この地方創生というのは。そういう中で、今、戦略をいろいろ考えておるところでありますけれども、いずれにしましても、先ほど来、ずっと申しておりますように、地域全体が少しでも均衡ある発展ができるようにしていくことが、今、非常に大変なことだというふうに思っております。ただこの地域だけがよくなりゃええんじやというような政策というのは、やはり余り坂町ではよくない政策だというふうに思っておりますので、議会の皆様にもいろいろ御理解をしていただきながら、ことしはこの地区、来年は極端な話、この地区を、みんなが一体となってやっていこうじゃないかと、ひとつそういうことで、議会の皆さんと一緒にまちづくりが進めていければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「横浜公園の管理について」質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「横浜公園の管理について」質問します。

横浜公園は日ごろから町内外から多くの人に利用されています。それゆえに、公園の遊具等の管理が大切であると考えます。

そこで、次の三点についてお伺いします。

まず一点目でございますが、横浜公園の樹木の老朽化に対する対策はあるのか。

二点目、横浜公園子どもの国の遊具（ターザンロープ、ブランコ等々）が老朽化していますが、アスレチックの改修及び新設の計画はあるのか。

三点目でございますが、横浜公園は昭和60年3月31日に完成し、平成15年3月31日に全面改修されているが、今後、全面改修の予定はあるのか、町当局に見解をお伺いします。

以上、終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜公園の管理について」の件についてお答えをいたします。

横浜公園は昭和49年11月に工事着手をし、昭和54年4月に一部供用開始した

後、昭和60年3月に計画区域全体が竣工をいたしました。その後、平成13年度から14年度にかけて、バリアフリー化を含めウォーキングトレイル事業や公園整備事業等により全面改修し、現在、年間1万2千人を超える多くの町内外の方々に御利用いただいているところでございます。

御質問一点目の、樹木の老朽化に対する対策につきましては、毎年、専門の造園業者に委託をし、樹木の剪定、病虫害駆除対策等及び台風シーズン前の点検等を行いながら、公園内の樹木の長寿命化対策を実施をしているところでございます。

御質問二点目の、横浜公園内の子どもの国の遊具の老朽化に伴う改修及び新設の計画につきましては、当公園における遊具等の点検は、日々、公園管理人が実施をいたしております。現在、遊具の一部において補修の必要性が生じていることから、早急な補修を実施をいたしているところでございます。

このように改修及び新設の計画は立てておりませんが、緊急に補修が必要な遊具については、その都度、行っております。

御質問三点目の、今後の全面改修の予定につきましては、当公園は平成13年度から14年度にかけて全面改修を行っており、先ほど述べさせていただきましたように、年間を通じて樹木、遊具等を点検、管理を行っていることから、近々に全面改修する計画はございませんが、大きな改修等の必要が生じた際は、予算確保を含め計画的に実施したいと考えております。

いずれにいたしましても、横浜公園が町内外の子供から高齢者まで、全ての方々が親しみやすく安全・安心に利用でき、コミュニティー活動の場としても活用が図られるよう、今後とも引き続き努力をしてみたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 早速、答弁ありがとうございました。

質問の一点目でございますけれども、樹木の長寿命化対策を実施するというところでございますけれども、これに加えて若い苗を植樹してはどうですかということです。

二点目は、現状、補修をしていくということになっておりますが、随分前にも補修、補修補修で土台とか台木が腐っている面も見られるわけでございます。そういうもう補修では間に合わないという。これ、安心・安全の利用をうたっておりますけれども、いつ災害といいますか、危険な状態でございますので、新設はどうですかということ

になります。

三点目でございますが、全面改修の予定はないということでございまして、親しみやすく安全・安心に利用するという面におきましても、私たちも地域住民としてはこの公園をすごく誇りに思っております。年間でも一万二、三千人の人が来られて、皆さん、地域住民が挨拶をしたり、わからんところは教えてあげたりですが、以上でございますが、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 御質問の一点目の樹木について、新しい樹木を植えてはどうかというふうな御質問であったかと思いますが、町長の答弁でありましたように、年間、専門業者さんのほうに病害駆除等を委託しておりまして、それで、もし仮に病気になって伐採等をした場合、それに新たに樹木の入替えをする等の対応をさせていただきたいと思っております。

また、二点目の補修について、土台等がもう傷んでいるというふうな御指摘でございますが、現在、一部補修が必要な遊具等がございます。これにつきましては、地中部分の木が腐っておって、平生の点検ではちょっと見つけられなかった部分でございます。それで、今、その部分について、ある程度、柱の下を掘り返しての補修ないし交換等が必要になってくると思いますが、一つだけを掘って、そこだけを直すのではなく、少し広い範囲で調査をし、それで改修等必要が生じるかどうかという検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「認知症初期集中支援チーム」について質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「認知症初期集中支援チーム」についてお伺いします。

認知症に関する相談や治療等の対応を行う専門機関として認知症疾患医療センターがあり、中核症状やBPSDといった周辺症状への適切な対応が求められていることから、広島県においても各圏域の精神科病院が指定を受けています。

中でも認知症疾患医療センターが委託を受けている認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自

立生活のサポートを行うチームという役割を担っており、地域包括ケアシステムを構築していく上で重要な要素であると言えます。

この初期集中支援チームの実施主体は市町村であり、平成30年度には全ての市町において実施していくこととなっていますが、町としてどのような取り組みをしているのかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「認知症初期集中支援チーム」の件についてお答えをいたします。

我が国の総人口は平成26年12月1日現在、約1億2,706万4千人と、4年連続減少をいたしておりますが、65歳以上の高齢者人口を見ますと約3,317万人で、高齢化率は26.1%となり、いずれも過去最高となっております。

これは、昭和22年から昭和24年に生まれたいわゆる団塊の世代が65歳に到達をしていることが要因であります。今後、この団塊の世代が75歳以上になる平成37年には、65歳以上の高齢者人口が頂点に達すると見込まれております。

このような高齢化の進展に伴い、認知症患者が増加するスピードは年々増加をいたしており、10年後には全国で認知症の高齢者が700万人を超え、5人に1人が認知症に罹患すると言われております。

本町におきましても、本年4月1日現在の65歳以上の人口は3,786人で、高齢化率は28.9%と、全国平均よりも速いスピードで高齢化率が進んでおり、高齢者の半数が高齢者のみ世帯という実情もあり、認知症対策は喫緊の課題となっております。

こうした中、本町では、認知症になっても高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老人ホームの整備により、施設、居住系の介護サービスの充実を図っているほか、地域包括支援センターによる相談、支援事業の実施や、坂町高齢者安心見守りネットワークの構築や認知症サポーターの養成など、地域で高齢者を支え合う互助による生活支援体制づくりを進めておるところでございます。

また、本年度は団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えた計画といたしまして、平成27年度から3年間を計画期間とする第6期介護保険事業計画に基づき、住まい、医療、介護、予防、生活支援が包括的に確保される、本町の実情に合っ

た地域包括ケアシステムの構築に積極的に取り組んでおります。

御質問の認知症初期集中支援チームにつきましては、この第6期介護保険事業計画の認知症総合支援事業に位置づけ、平成30年4月からの実施に向け、医療と介護、福祉分野のメンバーと一緒に認知症が疑われる高齢者や認知症の高齢者とその家族を訪問し、認知症の専門医による指導のもと、初期の支援を包括的、集中的に自立生活のサポートを行うための体制整備を坂町、坂町地域包括支援センター、安芸地区医師会とともに連携、協力し取り組むことで、認知症高齢者に優しいまちづくりが実現できるものと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 互助による生活支援体制づくりを実際進めてこられている状況を大変心強い思いで聞かせていただきました。

そこで質問なのですが、認知症初期集中支援チームの設置場所についてです。基本的には市町村がチームの設置場所となっていますが、地域包括支援センター等に委託可能なものとなっています。その設置要件には、対象者やその家族による緊急時の連絡体制の確保ができる施設というふうにあります。坂町としては具体的にどこをお考えでしょうか。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

第6期介護保険事業計画の中にも明記しておりますが、当町におきましては、坂町地域包括支援センターを予定をいたしております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 認知症初期集中支援チームの役割として、行動心理症状の悪化時には急性増悪期のケアとして、認知症疾患医療センターや精神科病院の利用が想定されていますが、坂町の地域包括支援センターにチームを設置するということで、そこにはこの認知症疾患医療センターや精神科病院という機能がないというところから、普及啓発について質問させていただきます。

認知症疾患医療センターとはどういうところなのかですとか、具体的に言うと、その役割ももちろんですけど、精神科病院が委託を受けているというところから、精神科病院を利用することになろうかと思われま。一般的に精神科医療領域の利用と

いうのは、誤解や偏見、差別がまだまだ根強く、国民への普及啓発活動の必要性も依然として指摘されているところです。

そこで、精神科病院利用への心理的抵抗や負担を減らすためにも、精神科病院への誤解や偏見をなくす目的も踏まえて、認知症疾患医療センターに関する普及啓発の必要性があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

センター独自を啓発するというのではなく、坂町におきましては、平成22年度から認知症サポーター養成講座というのを開いております。平成22年度からこの4月末までにおきまして、1,400名の方にこの講座を受けていただいております。

この目的と申しますのが、認知症に対する正しい理解をしていただく、認知症の方を見つけたら、自分が何ができるのかを考えていただく等々を考えまして、この講座を開いております。

この講座は地域包括支援センターが中心となり、今までにこの講座を受けていただきましたのは、町職員を初め、警察学校の生徒の方々、あとは小学校6年生を対象とするもの、中学生を対象とするもの、また住民の方を対象とするもの、そしてさらには専門機関、済生会広島病院に勤務されている老健にお勤めの方、特養にお勤めの方、それぞれの職種に応じた講座のほうを開きまして、認知症というものをまずは正しく理解していただくというところから坂町のほうは努力をしております。

これをすることによって、そういった精神疾患に対する理解のほうも、一人一人が正しい理解をしていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） これまでの坂町での取り組みを大変心強い思いで聞かせていただきました。それだけの土台ができているのであれば、精神科疾患に対する正しい理解というところのある程度土台ができていのではないかと考えます。

そこであれば、これまでも例えば認知症疾患を治療するBPSD等に対応する、そういったところで、なぜ精神科病院を利用しないといけないのか、精神科病院というと、これまで全く生活上かかわりがないところで存在していたところなのに、どうして自分が入らないといけないのか、あるいは自分の親をどうして入れないといけない

のかというところで、やはり心理的な抵抗感がまだまだ強いように思います。それは認知症疾患に対することではなくて、精神科医療全般が持っている誤解や差別、偏見というところから生じていると思いますので、今、せっかく正しい理解が普及されている過程であるのであれば、精神科病院で治療を受ける、入院治療が必要になるという状況も、ぜひ今後、普及啓発していただき、さらに精神科病院とはどういうところなのかというお話をきちんと現場に、坂町に伝えていくためにも、済生会広島病院には精神科が常設されていない状況が、現在、ありますので、それであれば、安芸地区医師会が連携対象となっていますので、安芸地区医師会にあります瀬野川病院が広島市東部認知症疾患医療センターを委託されていますので、そちらとの連携も踏まえて、今後は精神科病院が自分のところを普及啓発するというような機会も必要になるのではないかと考えます。

そして、それに耐え得るだけの知識が、現在、坂町の町民の皆さんにある状況であれば、そのようなところも実施していただきたいと考えるのですが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 認知症の症状につきましては、先ほど申し上げましたように、サポーター養成講座のほうで啓発は進んでおります。

今、議員さんから御提案いただきましたように、精神科病院への理解につきましては、まだまだやはり根底にありますものが多くございます。ですので、今後、またこちらのほうのセンターの啓発を行っていく中で、精神科病院にかかることがどういったことなのかということの正しい理解の普及もあわせて行ってまいりたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度におさめます。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「県道坂小屋浦線について」質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「県道坂小屋浦線について」の件で質問します。

県道坂小屋浦線の一部1-2工区が平成26年9月から本格的な工事に着手されていますが、県道全体がいつ完成になるか不透明な状態です。県道の今後に関して三点質問します。

1、役場横の1-1工区、オーバブリッジ（高架橋）はいつ工事に着手するのか。

2、今後の総頭川から荒神橋の区間はどうか。

3、荒神橋からの2工区はこれからどうか。今後、何年くらいかかるのか。

関係当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「県道坂小屋浦線について」の件についてお答えをいたします。

県道坂小屋浦線につきましては、平成22年8月に都市計画道路坂中央線の街路区間において事業認可を取得後、1工区（町道総頭川1号線まで）で現在まで38件の用地補償契約を締結をいたしており、用地買収面積の進捗率は1-1工区は45%、1-2工区は96%となっており、合わせて64%となっております。

広島県は特に用地買収が進んでいる1-2工区におきまして、昨年9月から本格的な工事に着手し、当初は町道陰大曲線と大曲1号線が交差する地点から、坂保育所付近の約186メートルについて、3月の完成予定で発注をいたしておりました。現在は工事延長や工期を延伸をして、総頭川1号線への暫定取り付け区間を含む約230メートルについて7月の完成を目指して鋭意取り組んでいると伺っております。

御質問一点目の、役場横の1-1工区、オーバブリッジはいつ工事に着手するのかにつきましては、1-1工区においては、現在、9件の用地補償契約を締結をいたしております。平成27年3月定例会の一般質問でお答えをいたしましたように、用地の取得状況により整備効果が発揮できる見込みが立てば、高架橋を含む1-1工区の工事に着手すると広島県から伺っているところでございます。

御質問二点目の、今後の総頭川から荒神橋の区間はどうかにつきましては、広島県が平成27年3月5日に、この延伸区間の都市計画事業認可を取得をいたしており、用地取得に向けて用地測量や補償交渉などを行うとともに、用地取得後は、引き続き、工事を実施すると広島県から伺っております。

町といたしましても、荒神橋上流への循環バス導入に向けて、県事業への最大限の

支援をしてまいる所存でございます。

御質問三点目の、荒神橋から2工区はこれからどうなるのか。今後、何年くらいかかるのかにつきましては、現時点では具体的な時期が言える状況ではございません。まずは事業化している荒神橋までの1工区を、引き続き、広島県とともに早期完成を目指し邁進してまいります。

この1工区の進捗の状況により、残る区間につきましても早期に事業化をしていただくよう、国や広島県など関係機関に要望してまいります。

県道坂小屋浦線は坂地区の骨格となる幹線道路としてまちづくりにぜひ必要な道路であるため、国や県に事業の促進についてこれまで以上に働きかけを行うとともに、早期完成向け、引き続き、全力を挙げて取り組んでまいります。

議員の皆様のお支援及び関係者の方々のさらなる御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 先ほどの答弁の件ですが、1-1工区が用地補償契約が9件締結されている状態とおっしゃられてましたが、これは何件中の9件ですか。全部で何件ありましたか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えいたします。

1-1工区の中で。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時07分）

○議長（川本英輔議員） しっかり資料を見てください。

（再開 午後 1時07分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えいたします。

1-1工区につきましては、今現在、用地につきましては26件中5件、家屋につきましては17件中7件の契約を締結しているところでございます。

今現在、9件といいますのは、用地と家屋合わせたものでございます。用地だけを

持っ取る方と、その用地の上に家屋を持っ取る方がおられまして、これらの契約が済んでおりますのが、それぞれ9件でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 9件なんです、全部で何件になるのでしょうか。用地補償のほうです。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時08分）

○議長（川本英輔議員） 末吉議員、もう一回、さっきの質問を休憩ですから言ってください。

○2番（末吉克巳議員） 用地補償契約締結。

（再開 午後 1時09分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えします。

1-1工区につきましては、26件の地権者がおられます。このうち家屋、用地含めて9件の締結が済んでおりまして、残りは17件ということでございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 答弁ありがとうございました。

県道坂小屋浦線の件ですが、平成8年に県道に手がけてから、ことしでもう19年目になります。1-1工区の未契約の地権者の方々がまだ数件ございまして、その未契約の地権者の方々とお話をさせていただく機会がございました。その方たちが、皆さん、声を出しておっしゃってたのが、役場からここ何年か全然連絡がない、あと説明がない、もう県道だよりの情報だけしかないということをおっしゃっておられました。あと、平成17年に行われた最後の地権者住民に対しての説明会からもう10年がたっております。今、こういう状態で、未契約の方々から理解を得て早期完成に近づけるのはちょっと難しいのではないかと感じております。

これは提案なんです、広島市の広島高速5号線二葉山トンネル事業のように、まだ未契約の方々に対しての広島県知事を交えた説明会を開いてはどうでしょうか。二

葉山トンネル事業は平成25年、2年前、今の広島県知事、湯崎知事を交えた住民面会を開いております。県知事を交えた説明会を開いて、未契約の地権者の方々から御理解をいただくように説明会を開かれたらどうかと思います。二葉山トンネル事業も県道坂小屋浦線事業も同じ県道事業ですし、広島県の県道事業でも優先的にしていただいております。県道坂小屋浦線でしたら、そういう県知事を交えた住民説明会を開くことが可能ではないかと思っております。

今後、広島県知事を交えた説明会を開くことに対してどういうふうに考えておられますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えいたします。

議員さん言われておるように、これは県の事業ということでございます。そうは言いながら、これまでも申しておりますように、坂地区のまちづくりにぜひ必要な道路ということで、町も推進室を設け、この事業を県とともに進めておるところでございます。議員言われるように、1-1工区でまだ賛成されてない方もおられるということがございますが、現在、推進室を通しまして、県と一緒に関係者の方には説明に伺い、家屋の調査等、今年度も合意形成をとりながら進めていくようにしております。

ごく一部、これまで強硬な反対という方がおられ、顔をなるべく出さずような形で進めておるんですが、良好な関係にはまだ御返答をいただけていないことから、そういった直接的な具体的な交渉には行ってない部分もあろうかとは思いますが、今後はそういう方にも県とともに参りまして、説明は続けて、御理解を得るような努力はしていきたいと考えております。

先ほど言いましたように、この26件ございますが、ほとんどの方とは交渉しております。その方がどういう意図でそう言われたのかはわかりませんが、町とすれば皆さんに対して同じように説明、了解を得るようにしております。その結果が着実に一番1工区で問題となっておりました公団混乱地域、これらの合意もとれ、着実に用地交渉、調査も進んでいるところがございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） でしたら、住民説明会を開く予定とかは、もうこれからはない感じ、個別だけで説得、御理解いただく状態でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） これまでどおり、個別で皆さんと直接ひざを交えてお話をしたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 県道地権者の方々の代替地は、今現在はどのようになっていますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 県道地権者への代替地でございますが、町が保有しておりますのは、Sunstar Hallの隣でございます元町民グラウンドの代替地、ここを2区画所有しております。また、坂町土地開発公社がこの県道事業の代替地として3件の土地を保有しております。全部で今のところ5件は確保しておりますが、また関係地権者との協議を進めながら、必要な場合には代替地の確保に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 最後の質問になります。

この県道、都市再生整備計画事業、今は新張5号線、本手4号線、久保田川線の離合箇所、あと中村17号線、これから推進していくという話をお聞きしたんですが、こういった都市再生整備計画事業、これから横浜地区とか小屋浦地区に波及していくかどうか、横浜地区、小屋浦地区でも離合が難しい箇所が結構ありますので、その点、今後どうなるかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 現在、都市再生整備計画につきましては、坂地区につきまして18年から実施し、27年を2期目の最終として取り組んでいるところでございます。

これまでも議員の皆様から小屋浦、横浜はどうなるんだということは、まちづくりについてということで質問が出ておりますが、やはりこれらは地域と一緒にやって問題を解決し、そういった共通認識のもとに新たなまちづくりをどうしていくかという、地元と一緒に取り組んでいく必要がございます。

坂地区につきましても、17年に地域と一緒に懇談会を開きながら、このまちづくりをどうしていくかということをもとに、18年に坂地区からまちづくり方針を提出していただき、これに基づき、これまで事業をしております。そういう経緯を経まし

て、横浜地区、小屋浦地区でも地域と一体になってそういう計画が立てられれば、財政的な問題も整理し、取り組んでいかなければいけないとは考えております。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「さらなる健康増進策の推進を」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「さらなる健康増進策の推進を」の件について質問いたします。

坂町では健康増進策としてウォーキングトレイルの整備や、平成26年度からは65歳以上の人全員に万歩計を配布、ウォーキングを習慣づけてもらい、各自の健康増進意識の改善につなげたり、元気な高齢者・健康寿命の維持向上、それによる医療費削減につながればとの願いで取り組んでいるものと考えております。

そうした中、以下の施策を提案いたします。

1、特定健診、保健指導の対象者は40歳以上から75歳未満であり、65歳以上の人全員への万歩計配布が本当に妥当なんでしょうか。

また、保健指導では予防効果が多く期待できる65歳までに行っていると聞きますが、万歩計の配布は、その予防効果が期待できる40歳から64歳までの人に運動習慣を身につけさせることがより効果が大きいと考えておりますが、いかがですか。

2、後期高齢者75歳以上の方には、最近、注目されておりますロコモティブシンドローム（運動器症候群、筋肉と骨を鍛えるの意味）に対応した事業の展開をより積極的に推進し、転倒、骨折等により寝たきり、要介護にならないように取り組むべきと考えておりますが、いかがですか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「さらなる健康増進の推進を」の件についてお答えをいたします。

近年、人口の高齢化や疾病構造の変化など、保険医療を取り巻く環境は大きく変化し、町民の健康に関する問題も複雑・多様化いたしており、町民一人一人が自分の健康は自分でつくるという自覚と実践意欲を持つことが健康づくりには欠かせないと考えております。

本町では第4次長期総合計画において、町民がみずから健康に関心を持ち、積極的

に健康づくりに取り組んでいけるよう、保健センターを拠点として健康教育、健康相談などの健康管理指導の充実に努めるとともに、ウォーキングコースなどの健康資源を最大限に活用し、定期的なウォーキング事業などによる健康づくりを関係団体と連携をして積極的に取り組んでおるところでございます。

また、平成25年3月に策定をいたしました第2次健康さか21におきましては、住民一人一人が健康で自立した生活を送ることができる期間を延ばすことが健康づくりの目標の一つであり、健康寿命の延伸を目指し、住民が健康づくりをみずからの取り組む課題としていき、知識や技術を習得し、主体的に健康づくりに取り組めるよう、行政、地域、各種団体が連携を図り、地域社会全体で支援する環境づくりに努めております。

御質問一点目の、万歩計は予防効果が多く期待できる。40歳から64歳までの人に配布することが運動習慣が身につく、より効果が多く期待できるのではないかとということでございますが、現在、実施をいたしております万歩計の配布は、特に歩く機会が減りつつある高齢者の方々に外に出て歩いていただくきっかけづくりを支援をし、健康維持に欠かせない要素の一つである適度な運動に取り組んでいただくことを目的といたしており、65歳の方を対象に配布をさせていただいております。

また、40歳以上の方への取り組みにつきましては、生活習慣病の予防や運動の習慣化を目的とした100万歩歩いて元気になろう会や、水中ウォーキング、産学官が連携して行いますようウォーキングへの参加啓発を行っております。

御質問二点目の、ロコモティブシンドロームに対応した事業を積極的に推進することにつきましては、以前より筋力アップ教室や元気いきいき教室におきまして、運動健康指導士による筋力の維持・強化を図ることを目的とした事業を実施をいたしており、誰もが気軽に行うことができるウォーキングは、適度に行うことにより筋力の維持につながるとともに、転倒予防や認知症予防にも効果的であることから、さらに推進をしてまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今回、65歳以上の方に万歩計を配布するというところで、昨年、実施されたわけですが、私らもその対象であったわけですが、まず最初に、本当にこれ妥当なんかねとちょっと質問したんですけど、これについては妥当だ、妥当

じゃなかったという返事はなかったんですが、次の40歳、64歳の人のほうに下げてもどうかというようなちょっと提案をさせていただきました、今回。

実際、我々が65歳以上になって万歩計をいただきました。私らのレベルで言いますと、確かに話題性ではよかったな、そういったあれはあります。65歳以上で万歩計をもらう。話題性としては、仲間といいね、これ、おもしろいねというのもありました。確かにウォーキングが健康につながるんだというのは、そこそこやりよった上での万歩計を配布されて、何でも町のほうからもらえるいうとうれしいものでありまして、そんな感じの利点もありました。それ以上される方はいろいろおるんですが、ある専門的な見方をされる方は、昨年、65歳以上にされたんだけど、本当は65歳までにやらんと効果が出んのかなというように疑問を出されたもので、いろいろおるんですよ。いや、65歳からでもいいよというのもおるんですが、私なりに受けとめて、こういった、そうだな、少なくとも、例えば、じゃあ質問に行きますが、60歳以上ぐらいから65歳ぐらいまで。今回、65歳になる方、人数は少ないと思うんです。多分、何百人おるんかどうかわかんませんが、それぐらいの配布で済むんだけど、一度やった事業だけど、手を入れながら、改善しながら、60歳ぐらいから段階的に今度はちょっとやってみる、改善した事業に取り組んでいってみるというのを、あえて、40歳いうたら無理もあるかもわからんから、いろいろ答弁にありました、40歳以上はこういうのはやっとなら。それはそれでいいと思います。改めてここで、じゃあ40歳以上にせずに、60歳以上、来年ぐらいから取り組んでみるとかいうのはどうかなと提案するんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

保険健康課で取り組んでおりますウォーキングにつきましては、今現在、この言い方がどうかというところではございますが、高齢者と言われております65歳以上の方を対象に取り組むことといたしております。

議員御提案の60歳からにしてはどうかという御提案ではございますが、町長の答弁にもございましたように、40歳以上の方から行っております100万歩歩いて元気なろう会等でもウォーキングを推進しております。この事業に参加いただいております年代も40歳代から70歳代まで幅広く御参加をいただいておりますので、そういった中で、60歳の方も含めたもので事業を今後も進めてまいりたいと思ってお

ります。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） はいそうですね、そうしようとは答えんと思ったけど、まあいいです。やっぱりそういう捉え方もしてもらって、常に事業いうのを改善していくんだという姿勢でお願いします。

二点目のほうですが、ロコモティブシンドローム、もう三、四年前から専門家とかそういった領域ではどうも浸透しとるようなんですけど、私も余りはっきり言って聞きなれない言葉でした。確かに転倒した後に介護につながるというのはすごく意識しておったんですが、ここでちょっともう一度提案したいのは、やはりまずメタボリックシンドロームとロコモティブシンドローム、多分、その辺も同じようにロコモのほうも認知度を上げる必要があるんじゃないかなと思います。そういった意味で、いろいろロコモ的にそういった取り組みをしておると答えられましたけど、もうちょっとチラシ的なそういった啓発いうんですか、もっと力を入れてほしいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 貴重な御意見ありがとうございます。

メタボリックシンドロームは皆様御存じのようになんかの啓発がございまして、皆さん、御存じだと思います。

ロコモティブシンドロームにつきましては、今、広島県においてもポスター等を作成しております、啓発を行っているところでございます。本日、いただきました御意見をもとに、坂町におきましても、今後、さらにロコモティブシンドロームにつきましてもチラシ、ポスター、また住民の方にお話しできる機会がございましたら、その都度、啓発のほうを進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今のロコモティブですが、きのう、産業文教委員会のほうで、お隣の文化学園大学に視察研修に行ったときに、やはり向こうのお隣の大学も、どうも結構そういった専門知識があるんですが、まだあそこあたりと保健センターとかうまく交流できてないような気がします。向こうの大学のほうも積極的に入り込みたいと。お互いの情報交換でプラスになるところはやっていきたいというような感じの意見がありました。

今、やっておる事業もなんですが、その辺もやはりさらに向上さすという意味で、そういった大学との産学官の連携いうんですか、この辺をうまく活用していったらどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

ウォーキングにつきましては産学官連携として行っております。本日、御意見いただきましたように、こういったロコモティブシンドローム、メタボリックシンドロームにつきましても、やはりそういったウォーキングにつながる場所がございますので、こういったことでまたさらに連携等を深めてまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 11番大田直樹議員から「廃れてしまった文化の復興は」について質問願います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 「廃れてしまった文化の復興は」の件につきましてお伺いいたします。

スポーツ・文化活動の重要性を町長は施政方針の中で述べていらっしゃいますが、文化活動についてお聞きいたします。

地区に残っている文化で補助金を助成して地区の自治会、保存会で継承していただき、復興を図っている文化活動もございますが、地区によっては廃れてしまった文化があることを忘れてはなりません。

坂町史生活文化編に記載されず、歴史からも抹消されている文化を今だからこそ掘り起こし、私たちが感動した文化に子供たちが浴することができる環境を構築してほしいのでございます。

地区の方々からは、今さら余計なお世話とか言われそうでございますが、その文化を経験した年配者が御健在な今だからこそ、復興、継承を考えてほしいのです。経験者がいなくなったら、完全に坂町の歴史から抹消されてしまうのです。

亥の子祭りという文化について、私は町内各地で行われているものとばかり思っておりましたが、坂地区のみで行われており、横浜、小屋浦地区にも昔はあったそうですが、今は行われていないそうです。地区地区で多少の違いはございますが、坂町史では上条と刎条地区の亥の子歌が紹介されていますが、やはり少し違います。私たちが歩んできた道を正確に残すことを目的に刊行された坂町史からも忘れ去られようと

しております。文化の復興を町長はどのように考えていらっしゃいますか。お聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ただいまの御質問でございますけど、一応、所管的には教育委員会が担当しておりますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「廃れてしまった文化の復興は」の件についてお答えいたします。

先人の日々の暮らしの中から生まれてきた郷土芸能や地域の伝統行事は、郷土の歴史や文化を理解する上でかけがえのない財産です。

その地域文化を受け継ぎ、後世に伝えていくことは、現代を生きる私たちの大切な役目であると認識しております。

しかし、近年においては地域の文化が消滅していく危機にあり、生活様式や価値観の変化等から、議員御指摘のとおり、継承が困難になっているものもあります。

本町が将来像としております、自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまちを推進していくためには、地域に根づく魅力ある文化の継承とともに、新たな地域文化の創造の必要であると考えております。そのため、町長部局や教育委員会を初め、坂町文化協会、文化祭保護委員会、各地区住民福祉協議会、各文化団体等関係機関が連携し、それぞれの役割を発揮することが重要でございます。

御質問の亥の子祭りの復興を町としてどのように考えているのかについてお答えいたします。

亥の子祭りは日本では奈良・平安時代ごろから子孫繁栄祈願と秋の収穫祝いとして実施され、坂町では200年前から行われています。坂町史にも掲載されておりますように、現在では坂地区の中村・勿条地区の保存会が坂町文化協会に加入されており、亥の子神楽を舞っておられます。

また、ほかの地区では、浜宮、森浜、西側、上条、植田地区におきまして、亥の子石をついて家々を回る等、子供と大人が一体となって活動されております。

議員御指摘のとおり、それ以外の地区におきましては、現在、実施されておませんが、決して廃れたものではないと認識しております。

また、これらの地域文化は地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、活動の主役は町民の皆さんです。町の役割はその活動を支える環境づくりにあると考えます。そのために文化活動施設の整備、発表の場の拡充、各種団体への支援等を実施いたしております。

今後、活動されている地区及び団体はもちろんのこと、現在、活動されていない地区及び団体からの要望等がございましたら協議して、可能な限り支援していきたいと考えております。

また、学校においても教育内容化を図るとともに、町史を活用したイベントの実施及び広報誌等により郷土の歴史や文化を伝え、郷土愛を育み、新しい文化を創造しながら継承に努めてまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 教育長に答弁していただきましたけど、決して廃れたものではないというふうな、坂町全体の中の現在ある坂地区、それがあるから廃れたものではないと言われるのか、私にしたら他地区のことだから、最初に言いましたように、今さら余計なことを言われるかもしれないですけど、私たちが子供ころに浴した感動を、坂町にいる子供たち全員に浴してほしいという思いがあって、こういう質問をさせてもらったわけです。というのは、坂地区はやっているからいいですよ。でも小屋浦地区とか横浜地区においてお聞きしますと、昔はあったんよ、ほいじゃが今ごろはないいうふうな答えなんです。だからその子供たちに、今、言われた坂町史の中を調べてみましても、昔は他地区でもあったようだった1行なんです。だから坂にあるからいいよでなくて、そういったのが、亥の子歌にしても、上条と刎条だけの亥の子歌が町史の中には載っているんです。だけどそれぞれの地区で、そこそこで育った文化いうもので、ちょっとずつ違うところがあるわけです。そういったところも正確に伝えていって、子供たちに、僕らのところにはこういうのがあったんだいうのを掘り起こしてほしい。だから、今さらながらに町史にけちをつけるんじゃないんですけど、ちょっとその1行じゃいかにも寂しいんじゃないかという思いもあったんです。ですから今さら亥の子もしてくれる自治体があったら、町もしっかり支援しますよというふうなことはさっき言われたわけですからわかりますけど、廃れてしまったら、掘り起こすのも難しくなるわけです。ですからその廃れたものでないという趣旨がち

よっと。だから坂地区はあるけん、ほかはええよいうふうな思いなのか、いやいや、地区の方があれしてくださったらいうこちらなのか、私にしたら、ほかの地区にもあったいう1行だけが寂しい思いしとる。だからそこのところをちょっと答弁できましたらお願いしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） それではお答えさせていただきます。

今の廃れたということについてですけども、坂地区だけがということではございません。議員が先ほどおっしゃった後者のほうでございまして、これは小屋浦にもあった、横浜にもあったということで、住民の方の頭の中にはまだ存在しているというところがございます。

これ、子供たちのほうに学習する機会がないのかといいますと、今回、副読本のほうもまた御提示させていただいたところがございますけども、社会科副読本、小学校の3年生、4年生の子供たちが活用するものでございますが、これらのところでも地域の要事、あるいはお祭りを次に伝えていこうと。どんなお祭りがあるのか、どんな地域行事があるのか探していこうというような教育内容もございます。そういったあたりをうまく活用しながら、昔のこういった行事について高齢の方に聞き取りをするとかいったようなことで掘り起こしを図っていくということが可能であろうというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 地域の方々に掘り起こしをいうふうな、もう町史が刊行されて間がないわけです。その中で、また今から副読本としてから後続のあれをちょっとつくるんかいのいうふうな思いをしたんですが、そうではないんですか。そのところは。

○議長（川本英輔議員） 河本教育次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

町史は町の歴史を残して伝えていくことで郷土愛を育てて、将来の文化発展に寄与するということを目的に編さんしております。当然、町史編さんに当たりましては、古文書、写真等の提供者からの資料収集と並行して、住民の方からの聞き取り等も行い、相当な数の資料を収集しております。それらの資料を1冊のそれぞれの町史にまとめるということで、字数の制限、冊数の制限、ページ数の制限等もございます。そ

れを一応町史の刊行委員会、町史編さん委員会、町史協力者会議、執筆者委員会など、専門家の方や各種団体、有識者等、多数の委員の方の御意見をいただきながら1冊の本にまとめております。

それに対して、当然ほかの集めた資料でも全ては取り込め切れてない部分もございます。それらの資料につきまして、当然、今現在、町民センターのほうで検索ができるようにして、一応公開を原則として、公開して資料に興味のある方は見に来ていただいてという状況でございます。

当然、町としてもそういう貴重な資料の保存をずっと続けていきますが、活用等につきましても、今後、検討しまして、より住民の方の目に触れて使っていただくという方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 新たにつくるということについては、今、新たにつくる予定はございません。いろいろな資料等ございますけども、さらにそれが拡充できるものであれば、拡充してまいりたいというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 今、そのつくるものではないというふうな、つくらなかつたら、私が質問した中で、もう歴史から抹殺みたいな、ちょっと文化いうあれでは一緒なんですけど、ちょっと違う文化で言葉の文化、それも文化だから、町長は知ってらっしゃると思うんですけど、かいかいごうりという言葉があるんですけど、町長は笑ってるから御存じだと思いますけど、ちょっとかいかいごうりという言葉がわかる人、手を挙げてみてもらえませんか。結構いらっしゃいますね。上条の挙げんかったが、わかるんでしょ。坂の人はわかると思います。けどこれは横浜、小屋浦の人は結構わからないみたいですね。私ら議員の中でも、大田さん、それは何かのいうてから、かいかいごうりいうのはちょっとわからない方もいらっしゃるんで、坂で言うたら、改めてかいかいごうりやのいうんじゃが、交代交代、かわりばんこいう意味なんです。それが坂町史の中から抜けてるんよね。かいかいごうりという言葉がない、調べてみたら。そしたら私ら知つとる年代がおるうちはかいかいごうりはわかるんですけど、もう刊行された後ですから、その年代がいなくなったら、そのかいかいごうりという言葉自体も消滅なんですよ。そこの部分を言いたいよね。亥の子、亥の子の亥の子歌、それらも刎条とあれだけが載っかって、その地区地区でまだ亥の子をしよるところは

いいですけど、小屋浦と横に関しては、そういうのをして継承がないんだったら、文章にして残しておかないと、もう昔はあったよのいう人がいなくなったら、その地区で育まれてきたそれぞれの地域の亥の子歌いうのは消滅してしまうんですよ。ですからその部分は町当局としてお手伝いができるんじゃないんかない部分、歴史を刊行した中で、聞き取りをした中で、そういったのがあって、それまではページの都合によって載せられなかったみたいな答弁がありましたけど、そういうふうなもので、いやいや、地区のあれはちゃんととってありますというものなのか、いや、それらはとってないです。やっぱりそういうふうなのを聞き取りして、坂地区は農業ですから、答弁の中で言われた収穫祭のあれがありましたけど、浜のほうへ行ったりすると、そういったのがなくて、ちょっと言葉が違うとるけど、漁師のほうの繁栄を祝った言葉があったんよのが、それは私は知りませんよ、あったかどうか聞き取りしてないんですから。だから地区地区によってそういった違うものがあるんであれば、生きていらっしゃる方がいる今だからこそ聞き取りをして、載せなくてもいいですけど、資料としてどこかへ残しておくことができないのかないうふうなことが聞きたい。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 議員さんのおっしゃられる意味もよくわかります。今回のこの件に関して、いろいろとちょっと私のほうも聞いてみたんですが、やっぱりいろいろとそこそこによって違うのもあります。聞く人によって違う場合もあるので、どれが本当なのかというのもちょっとわからないような状況もございますし、確実なものというのが得られないということもあるので、そういう確実なものがあれば、それを残すのは可能かと思うんですけども、聞き取りをした調査の中では、聞く人によっても言うことが違うこともありますし、どれが本当かということがちょっとわからない状態もございますので、先ほど教育長のほうが答弁で申しましたように、地域のほうからこういったものだというのが上がってきていただいたら、それは地域の人みんなそれを認めたということで入れることができようかと思いますが、行政のほうで聞き取りした分をやっている場合に、違う人が見たら、これは違うんじゃないんかというような声も入ってこようかと思いますが。そういう難しいところもあるところでもありますので、行政のほうの主導のほうはちょっと難しい状況にあらうかと思いますが、以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 今、言われたように、もうあやふやになってきとるんです。そしてそのあやふやも、もう何十年かしたらもうなくて消滅なんです。そしたらあやふやでもいいんじゃないですか。それを公表しないまでも、資料として一部の地区ではこういうふうな亥の子歌で歌っておった。また、こちらではこういうふうなのを何点か網羅して、それは公表でなくて資料室へ残すことによって、それを調べれば、ちよつとは違うけど、こういうふうにやられとったんだないうふうなことが、だからとにかく、今、それらを知とる人がいなくなって、掘り起こそう思ったら絶対に無理なんですよ。だからこそ、最初の質問しましたように、今だからこそいう時期があるわけ。だからそれをせっかく郷土資料、文化のああやって坂町史をつくった中で、そこらあたりの膨大な資料は資料室の中で、さっき次長が言われたように、見れるんであれば、今、私が指摘した部分が抜けとるんであれば、坂町の文化ですから、それらがなくならないうちにやっぱり掘り起こしてほしいんですよ。やっぱりそういうふうな文化いうものは、きのうの朝刊じゃないですけど、東照宮のあれでも、やっぱり何十年かいうちゃんとした資料が残とって、そしてこの10月ですかね、また、50年に一遍いう祭りで復興する、そういう資料があるからこそできる。

やっぱりそういうふうな、今だからこそいうのが、私があれば前のほうで、大田議員さん、余談が長過ぎるいうてから、議長もにらみんさるんでしょうけど、やっぱり何でこれが必要なのかを皆さんに知ってほしい。皆さん、御存じでしょ。平和公園かなんかでもCGやなんかで、中島町を昔の町並みでコンピュータグラフィックで見れるようになってとるんですよ。そういった人が亡くなったらできないからいつてから、今だからこそいつてからあれをつくったんですよ。だからそういうふうな、今だからこそをやってほしい。今、課長が言われたように、こっちじゃああいい、こっちはああいうから、完全なものができないからしないいうんでなくて、そういうのがあってもいいじゃないですか。聞き取りをして、そして違ったもので残してでも、資料として公表しなくてもいいですから、町として資料として残してくださいよ。そのところをもう一度。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午後 1時57分）

○議長（川本英輔議員） 大田議員さん、ポイントはわかるんですが、例題が非常に多過ぎますんで、さっきの締めた一言でおさめていただきたいと思います。

（再開 午後 1時57分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 町民の皆様にあされる坂町のよき伝統というものを保存、伝承していくというのは我々の方針でもございます。今、議員さんおっしゃったように、まだ町内にも眠っている資料がたくさんあるのかなというふうに思っております。そうした個人の文書、あるいは写真等、これは坂町の将来にとって有益ではないかというものがございましたら、ぜひこちらのほうに御提供いただければありがたいと思います。また、広報等でも、そういったものはありませんかといったような呼びかけをして、現在、町史をつくったときの資料がまだございますけども、それにつけ加えるような形で充実させていきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「ふるさと納税の方針について」質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「ふるさと納税の方針について」伺いたいと思います。

町のふるさと納税については、平成26年度申込件数14件、総額21万9千円、平成27年度の当初予算も同程度とのことでございますが、このことについて質問いたします。

一点目として、寄附額を増すための努力はするのか、しないのか、基本姿勢を伺います。

二点目として、平成27年度から減税の上限が2倍になり、手続も簡素化され、政府が掲げる地方創生の一環とされ、平成27年度当初予算においては前向きな対応が望まれますが、いかがお考えかを伺います。

三点目として、寄附金がある程度の規模になると、特産品を特典にすることで経済の活性化につながると思いますが、我が町では、今後、どのような対応をしていくお考えかを伺います。

四点目に、下記に近隣4町の情報を載せております。参考にしてください。

この表はホームページ、あるいは電話聞き取り調査の内容を一応載せさせていただいています。あくまでも口頭で伺っています。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ふるさと納税の方針について」の件についてお答えをいたします。

ふるさと納税とは、個人住民税の納税者が居住地以外の自治体を指定をして、個人住民税の一部を寄附として納めることができる制度で、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという思いが形にできるものとなっており、平成20年度から実施されています。

また、ふるさと納税のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで所得税及び個人住民税から全額が控除されるという制度でもあり、平成27年度税制改正により、控除上限額が1割から2割に引き上げられ、また、確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告を行わなくても控除を受けられる仕組みも創設をされております。

御質問一点目及び二点目の、寄附額を増すための努力及び平成27年度当初予算における前向きな対応につきましては、ふるさと納税は個人の意思が尊重されたものとなっていることから、今後とも、町のホームページにより制度を紹介するとともに、坂町を応援したい、坂町に貢献したいと思っただけのような魅力のあるまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

御質問三点目の、特産品を特典にすることにつきましては、本町では寄附された方にお礼状と広報さかをお送りをいたしております。特産品などを寄附者にお送りしている自治体もありますが、返礼品としての特産品の送付については、総務省から寄附の趣旨を踏まえた良識ある対応が要請されております。中でも換金性の高いプリペイドカード等や、高額、または寄附額に対し返礼割合の高い特産品を送付することなど、ふるさと納税本来の趣旨に反するような行為を行わないよう求められております。

また、あくまでも寄附は個人の自由意思においてなされるものであり、真に坂町を応援したい、坂町に貢献したいという方々の思いが形になるべきものというふうに考えております。こうしたことから、特産品などを特典にすることについては考えておりません。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 答弁のほうで、一点目、二点目がまとめられているんですけども、単純にここの答弁から見れば、個人の意思が尊重されるものと、それからホームページ制度を紹介するということなんだけども、これは前向き性が感じられないのか、やるんかやらないかを、ちょっととりあえず前向きにやるんか、普通の流れでやるんかいうのをちょっと伺いたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

ふるさと納税に対しての皆様への周知と取り組みということでございますが、町長の答弁にもございましたように、あくまでも個人の意思を尊重した寄附でございますことから、坂町のほうから寄附を募るようなそういった行為は厳に慎むべきものと考えております。したがって、今、可能であるホームページ等での制度の紹介で今後とも続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと下のほうにもホームページの情報を載せてますんで、ある町は6ページも割いて載せとったりするということが書いてあるんですが、このホームページそのものが、実を言えば、ちょっと内容を4町の見ましたら、今、答弁にありました、坂町を応援したいとか、坂町に貢献したいとかた苦しいことは実は書いてなくて、応援してくださいという全部書いてあるんですね、他町のは。みんなそうなんです。応援してください、ぜひともいうて。その気持ちが他町のは伝わってくるんですけど、だからそれが前向き性かどうなんか、今、言われた答弁いうのは、成り行きでやるんじやいうことでしょうか、あつたほうがええんでしょ、このふるさと納税のお金が。寄附額が多いほうがいいんでしょ。ちょっとホームページを紹介すると言われたんですが、あくまでもやはり応援してくださいねというようなことを3町とも言ってるんです。うちは貢献したいと思ってる人だけやってくれみたいな感じの受けとめ方をしたんですが、ちょっとその辺はそれでいいんですか。私もちょっとそれが全く、応援してくださいが普通の流れじゃないかと思うんで、前向き性なんですよね、他のほうは。ちょっとその辺の考え方を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

あくまでも寄附というものでございますので、個人の方が坂町をふるさととして真に応援したいというその意思に基づいて寄附をいただけるものだと考えておりますので、町のほうから寄附をいただけませんかというふうな趣旨ではなくて、その寄附をいただけるようなまちづくりに取り組んで、真に坂町を応援してやろうという形のもので寄附をお受けをするというものと考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ホームページの内容でもうちょっとあるんですが、使用先表示というのが実はありまして、何に使用するから寄附してやということが書かれているんです。これもうちのほうはなくて、それでええんかどうかはわからんけど、要は寄附をもらう以上、例えば道路を直すけんねとかいうようなことがあったり、いいまちづくりをするけんねというようなことがあると思うんですけども、それで実はホームページ、ホームページばかりじゃなくて、うちはいろいろとイベントやってますよね。例えば広島ベイマラソン大会には町外の人が1,300人ぐらい来てるとか、悠々ウォーキングにも町外の人がいっぱい来てるんです。その人らは歩道が整備されてるいうて喜んでるんです。そういうふうな人に感動を与えてるわけですから、例えば町道を整備するけん、ふるさと納税をしてやいうたら、幾らかそういう意味でその資金が集まってくるようなことを単純に思うんです。その辺はどういうように思いますか。今、ホームページ、ホームページと言われましたけども、イベントに参加される人にもこういうような声かけをすればお金が集まるんじゃないかと思うんですけど、そういうようなことはどういうふうに思われますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど、総務部長、総務課長が答弁をしたとおりでありますけれども、例えばイベント、ウォーキング大会とがベイマラソン大会等々スポーツのイベントもやっておりますが、やはり来られた方に気持ちよく帰っていただくというのが坂町のPRにある程度つながるんだと思います。言葉が変だったらお許しを願いたいと思いますが、いわゆる一般的に坂町へ来られた方に物乞いをするような対応は私は厳に慎むべきだというふうに思っております。しかしながら、そういう声がどんどんどんどん高まって、町民がそれでもやれというようなことになれば、それはやは

り民意がそうであれば謙虚に受けとめて、また検討していかにかいかに思いますけれども、現状ではそういう思いで一応このふるさと納税に対する対応はいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後に一つ聞きます。

今、特産品の件で、いわゆる特典にすることは考えてないよと言われたんですけど、実はベイマラソンのパンフレットの一番後ろには坂町の特産品として四つあるように書いてあるんです。ああいうようなことを書いてあって、ある程度、特産品というのが、ようよう饅頭とか、芸州坂うどんとか、梅ワインとか広島ガキ、四つが書いてあるんです。だからこれはいいタイミングの坂の特産品の宣伝だなと思ったんですけど、今のベイマラソンの広告は別にしまして、やはり特産品そのものを送ってあげるということはええことじゃないかと思うんですけど、その辺はどんなんですか。ちょっとその辺の感想を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

現在、特産品ということで一部そういったものはあるんですけども、実態上、なかなかはっきり申し上げて手に入りにくい部分もありまして、現在、地方創生ということで各種団体、あるいは会議のほうでいろんな御意見をいただいております。その中で、今後、坂町のそういった特産品が何がいいか、あるいはそういったものを御意見もいただきながら、真に坂町の中で特産品、坂町の地産地消といいますか、そういったような形で、今後、そういったものができるならば、そういったものも含めて御意見をいただきながら、この件も進めてまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 続いて、7番柚木 喬議員から「空き家等対策特措法の対応は」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「空き家等対策特措法の対応は」の件で質問させていただきます。

空き家対策特別措置法（特措法）が平成27年5月26日に全面施行されました。この特措法は空き家の増加を食いとめるため、所有者の自己責任を厳しく問い、市町村の監督権限を強化する内容であり、下記に書いてあります市町村の対応がうたわれ

ていると思われませんが、坂町の施策を伺いたい。

一点目に、空き家等対策計画をつくりなさいとありますが、いつまでに定めるのか。また、その作成に当たり協議会等を設置できるとしているが、どのように考えているか。

二点目に、立入調査について、町長は職員や委託したものに空き家と認められる場所に一定条件で立入調査をさせることができ、また、所有者がわからないという課題については、固定資産税などの課税のための個人情報が必要な範囲において利用できることになりましたが、空き家調査が進むものではないか伺いたい。

三点目に、町長は特定空き家、これは放置すれば危険、有害、景観を損なう空き家ということですが、特定空き家に対して助言または指導、勧告、命令、代執行できるとあります。坂町では何件が対象になるのか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「空き家等対策特措法の対応は」の件についてお答えをいたします。

本町は、これまでに県道坂小屋浦線の整備、都市再生整備計画事業等による生活道路整備、子育て支援住宅の整備、ウォーキングトレイルなどの21世紀健康増進ネットワークの整備、きらり・さかなぎさ公園の整備、雨水浸水対策を含む下水道の整備、町内循環バスの運行、住宅リフォーム補助事業など、良好な住環境の整備に取り組んでまいりました。

また、昨年9月には、坂町の防災拠点でもあるSunstar Hallの完成、本年5月には横浜ポンプ場に増設ポンプ設備が完成するなど、坂町の防災機能強化を含め、さらなる住環境の整備に取り組んでおります。

こうした住環境を整備し、若者に魅力ある地域を構築していくことが、今後の若い世代の定住化が促進され、ひいては空き家対策につながるものと考えております。

空き家等につきましては、第一義的にその所有者には周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう適正な管理に努める義務がございます。しかしながら、適切に管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図る等の目的で、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成

27年5月26日に全面施行されたところでございます。

御質問一点目の、空き家等対策計画の策定及び策定に当たっての協議会等の設置につきましては、空き家等対策特措法が先日全面施行され、これに伴い本法律の実施に関する国による基本的な指針及びガイドラインが示されたことから、まずはこれに基づき、空き家等の調査及び地域住民の生活環境への影響等の把握に努めたいと考えております。

御質問二点目の、空き家等対策特措法の施行に伴い、空き家等の所有者に関する情報において税情報の利用が可能となり、空き家調査が進むのではないかとしましては、先ほども申し上げましたとおり、坂町における空き家等の実態調査の必要性は認識をいたしており、本法律が全面施行されたことから、法の規定する範囲におきまして、空き家調査の方法を検討をし、空き家等の所有者の特定に関し固定資産税等の情報を活用しながら調査を実施する方向で検討をしたいというふうに考えております。

御質問三点目の、坂町における特定空き家等の件数につきましては、特定空き家等とは建築物またはこれに附属する工作物で、居住、使用がなされていないことが常態である空き家等のうち、そのまま放置すれば崩壊等著しく安全上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態を言います。

現在、町に寄せられている相談からして、特定空き家等の判断対象となる件数はそんなに多くないと認識をいたしておりますが、先日、示されましたガイドラインに即し、詳細な調査を実施をしないと明確には御回答できません。

いずれにいたしましても、空き家等対策の推進に関する特別措置法が5月26日に全面施行されたことから、今後、本法律及び法律に関する指針並びにガイドラインの解釈を研究をいたしながら、引き続き、調査等につきまして検討してまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 全体的な感じなんですけど、全て今から詳細調査とか、検討するという内容なんです、残念ながら。

私、まず全体として町長に伺うんですが、実を言えば、ここまでの道のりが物すごく長かった。私も3年前にこのことを質問させてもらったんですけども、最近では平

成 26 年 1 1 月にこの特措法が議員立法で制定されたんです。半年後のこの 5 月 26 日に施行されたんですが、この間はどのような動きをされたんですか。ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 具体的な動きはいたしておりません。あくまでも法が施行されてからの対応だというふうに考えておりました。いろいろとそれまでの案は検討しておりましたけれども、具体的にはこれから詰めて、また、なおかつ空き家等の調査をすると同時に、でき得れば、その空き家等に関する協議会等も設置をして、いろいろな方から多方面から御意見をいただきながら、その中で合意をしつつ、また議会にも御相談をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7 番（柚木 喬議員） 二点目の質問で、空き家等対策計画はいつまでにつくろうと思われてるんですか。具体的な日程はわかりますか。それが決まらんと、何か協議会を立ち上げてどうのこうのいうのもあるかと思うんですが、どういうふうにお考えなんですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどから申し上げておりますように、5 月 26 日に施行されて、それからいよいよ正式にスタートということですので、これからそういうスケジュールについても、逐次、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7 番（柚木 喬議員） 二点目に立入調査いうてあるんですけども、これについてのちょっと確認なんですけども、やはり最初に何しろ空き家の実態調査は必要性は認識しているという答弁がもちろんあったんです。当然早く空き家の対策計画と連動しているか、同時いうか、先に走るんですか。具体的に誰を動かすか、例えば、今、立入調査には町長が規則で職員や委託したものが立ち入りができるというようなことがあるんですが、これもどう進めるかとか、職員がやるかとか、委託した人がやるかとかいうのも決まってないんですか。その辺を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどから何度も答弁をさせてもらっておるんでありますけど

も、やはり法が正式に施行しないと、なかなか思えども動くことができないというような問題もちょっとあったように思っております。これからしっかりそういう観点も含めて、遅くならないうちにそういう整備をして、前に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後にします。

特定空き家も当然それをやってみんと戸数がわからんというような回答がもちろんあったんですが、例えばの話はいけませんけど、現状ある話をしますと、例えば、今、特定空き家が地震で道路側に倒れて、歩行者に死傷者が出た場合とか何かいうのは、行政責任がかかってくるような形になったりするんですか。こういう法律の施行で、まだ細かいところまではないと思うんですけども、いずれにしてもそういうような特定空き家みたいなものがありますんで、それは町民の安全のために確保しなきゃいけないと思うんです、早く動いて。そういうようなこともちょっと町民の安全いうことでまずありますんで、その辺の見解も伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 特定空き家等についての御質問でございますが、まず特定空き家等を指定する場合につきましての判断基準が、先日、5月に出されたところで、詳細についてそういうガイドラインが出されたところでございます。ですので、まずは調査、判断基準をまずきちっと整理をし、特定空き家に該当するかどうかを見きわめた上でないと対策を講じることができませんので、まず空き家等の調査を含めまして、そこら辺を取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解よろしく願います。

○議長（川本英輔議員） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時35分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時25分）

（再開 午後 2時35分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 発議第2号「総合計画調査特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 総合計画調査特別委員会設置に関する決議の議案を、坂町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

総合計画調査特別委員会設置に関する決議の内容を申し述べます。

名称は、総合計画調査特別委員会。設置の根拠は、地方自治法第110条及び坂町議会委員会条例第5条。目的は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切に対応するために、平成27年度議員研修及び市町村議会との議員交流会を実施する。委員の定数は議員12名全員で設置するものといたします。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員全員でございます。

質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

発議第2号の採決を行います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 発議第2号を決定することに、賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま設置されました総合計画調査特別委員会の議員定数は12人で議員全員です。委員会条例第6条第2項において、議長より、議員12人全員を委員に指名いたします。

それでは、ただいまから正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時38分）

（再開 午後 2時39分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 互選の結果が議長に通知されましたので、報告いたします。

委員長に瀧野議員、副委員長に奥村議員がそれぞれ選任されております。瀧野議員、奥村議員、よろしく願いいたします。

先ほど、総合計画調査特別委員会から閉会中の継続調査の申し出がありました。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題といたします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査として承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、総合計画調査特別委員会から閉会中の継続調査の申し出については、承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は6月8日までとなっておりますが、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

最後に町長より発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成27年第4回坂町議会定例会が閉会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決

定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、今後、これを十分に検討をいたしまして、これからの町政の執行の反映をさせていく所存でございます。

これから梅雨が近づき、蒸し暑い日が続きますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成27年第4回坂町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（大島英司君） 一同、御礼。

（閉会 午後2時41分）